

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QF61KT00260		6RRA1AZ0018 0001				8-25	
品名 または 件名							
(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
豊川駐業				業務隊 管理科 営繕班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
高橋技官 内線3317				令和8年10月30日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和8年5月21日 (木) 13時10分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。

令和8年4月24日～令和8年5月20日 (0815～1700) (土日については電話連絡すること)

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 高橋

電話番号 0533-86-3151 (内線) 3317

契約班担当者 加藤

電話番号 0533-86-3151 (内線) 3347

FAX番号0533-84-7850

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

- (7) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

- (7) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書のほか下記の条項を適用する。

(1) 基本契約条項

役務請負契約条項

(2) 特約条項

ア 談合等の不正行為に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約金額が100万円を超える場合は請書を、250万円を超える場合は契約書を作成する。(金額によっては、省略する場合もあり)
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額決定(消費税抜)

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和8年5月20日(水)17時00分必着分**までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずすること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、**令和8年5月20日(水)12時00分**までに令和07・08・09年度全省庁統一資格の決定通知書の写しを提出すること。(FAX可)
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 市場価格調査への協力を依頼する。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：加藤
0533-86-3151 内線(3347) FAX0533-84-7850(直通)
メール：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 担当：高橋
0533-86-3151 内線(3317)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。
豊橋商工会議所



表紙含む全6枚

仕様書番号8-25

(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

役務名称	(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替						
図面名称	表紙						
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	営繕主任	給排水係長	電気係長	担当者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊						図面番号	1/6

仕 様 書

調達要求番号	6RRA1AZ0018	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替	作成年月日	令和8年4月17日

- 1 実施場所
愛知県豊川市穂ノ原1-1 陸上自衛隊豊川駐屯地
- 2 役務期間
契約締結日の翌日 ~ 令和8年10月30日(金)までの間
(契約後速やかに作業を実施すること)
- 3 役務概要
本役務は、陸上自衛隊豊川駐屯地218号建物の厨房内に設置されているフード式自動消火設備の容器弁を含む薬剤容器等を交換する作業である。
- 4 一般事項
 - (1) 本役務については、本仕様書、図面、「建築保全業務共通仕様書(最新版)」、消防法、消防法施工令及び各関係法令等に基づき作業すること。
 - (2) 役務は全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - (3) 工程等は監督官と綿密に調整し、技術的に当然実施すべき軽微なものについては受注者の責任において実施すること。
 - (4) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行い役務中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会のもとで立ち入ること。
 - (5) 受注者は役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成し監督官に提出し、了解を得たのち役務を実施すること。
 - (6) 受注者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を行うこと。項目は、着手前・作業中・完了後及び監督官の指示箇所とする。写真は作業完了後速やかに整理し提出すること。
 - (7) 役務は請負者の責任作業とし、役務に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
 - (8) 役務に際し、養生等が必要と思われる箇所は、適切に処置を施すこと。
 - (9) 発生材(金属類で売却可能品)については、監督官の指示する場所に集積し、種別毎に整理し、発生材調書と共に部隊側に引継ぐものとする。なお、その他の廃棄物については産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき、受注者の責任において適正に処分すること。
 - (10) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

役務名称	(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替	
図面名称	仕様書	
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2/6

5 特記事項

(1) 業務内容

項 目	単 位	表示番号	備考
貯蔵容器取替※	4本	2-3	格納箱
ノズルキャップ取替	12本	FE-3	フードダクト
ダクトセンサー取替	2個		
配管清掃	1式		
必要書類等の作成	1式		

(※印は消火剤容器、容器弁、容器開放器、開放器専用コネクタ、エルボとする。)

- (2) 作業に係る関係官公庁等への手続き、消防手続関係書類等は受注者側で作成し、監督官に事前に提出し承認を得たうえで提出すること。
- (3) 貯蔵容器等の撤去及び設置は慎重に行い、貯蔵容器内のガスが外部に漏洩することのないよう、安全対策を講じること。
- (4) 現場代理人若しくは主任技術者については消防設備士甲3類の資格を有する者を配置すること。
- (5) 交換作業において、厨房内に入る作業員等については、腸内細菌検査成績書を提出するものとする。
- (6) 交換作業は平日の8時30分から9時30分、13時30分から14時30分又は厨房整備日(月1回、日曜日基準)に実施することとし、監督官と調整のうえ作業を実施すること。
- (7) 撤去した消火器については、受注者側でリサイクル処理を実施するものとし、リサイクル処理した消火器を搬出した証明書等の写しを提出するものとする。

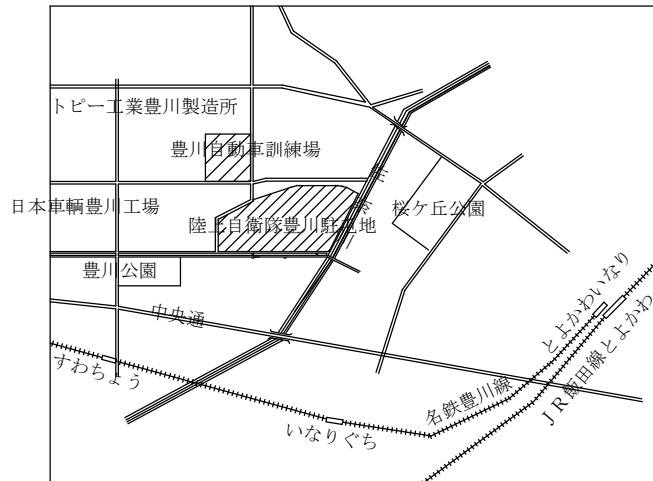
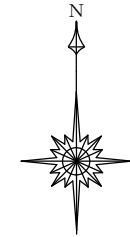
6 提出書類

- | | | |
|---------------------|---|---|
| (1) 工程表 | 1 | 部 |
| (2) 現場代理人通知書(略歴書含む) | 1 | 部 |
| (3) 打合せ簿 | 1 | 部 |
| (4) 役務開始・完了届 | 1 | 部 |
| (5) 材料承認願 | 1 | 部 |
| (6) 材料等搬入報告書 | 1 | 部 |
| (7) 役務日誌 | 1 | 部 |
| (8) 役務写真 | 1 | 部 |
| (9) リサイクル処理証明書 | 1 | 部 |
| (10) 発生材調書 | 1 | 部 |
| (11) 腸内細菌検査成績書 | 1 | 部 |
| (12) その他指示された書類 | 1 | 部 |

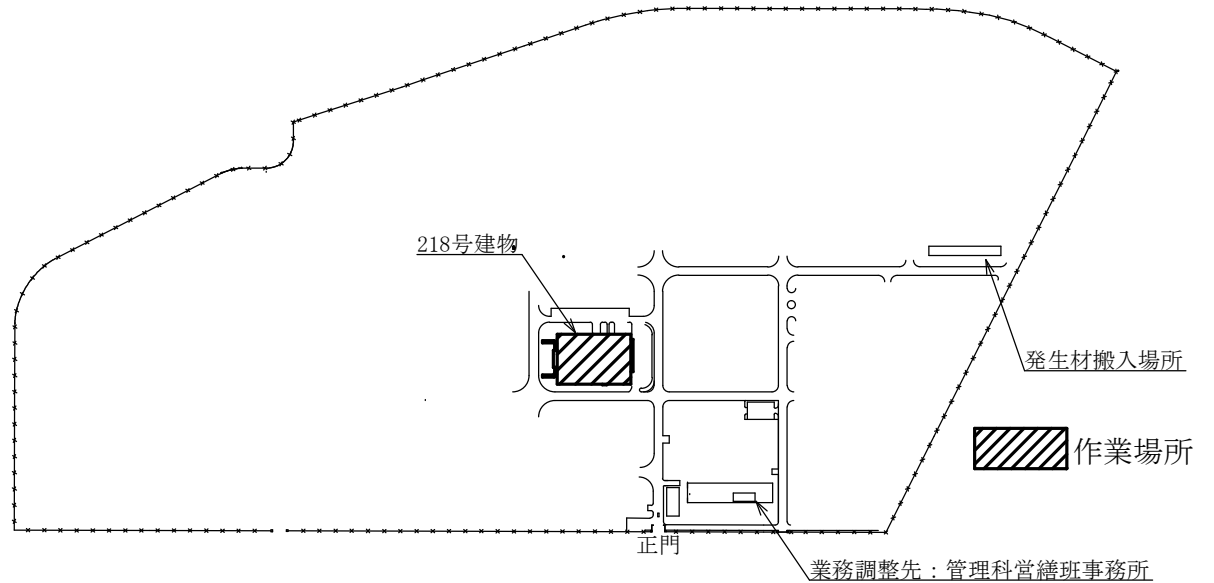
7 完了検査

作業終了後、現場清掃を実施し、A4ファイルに提出書類を整理のうえ、監督官に提出し、検査官の実施する完了検査を受け、合格をもって完了とする。

役 務 名 称	(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替		
図 面 名 称	仕様書		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3 / 6	

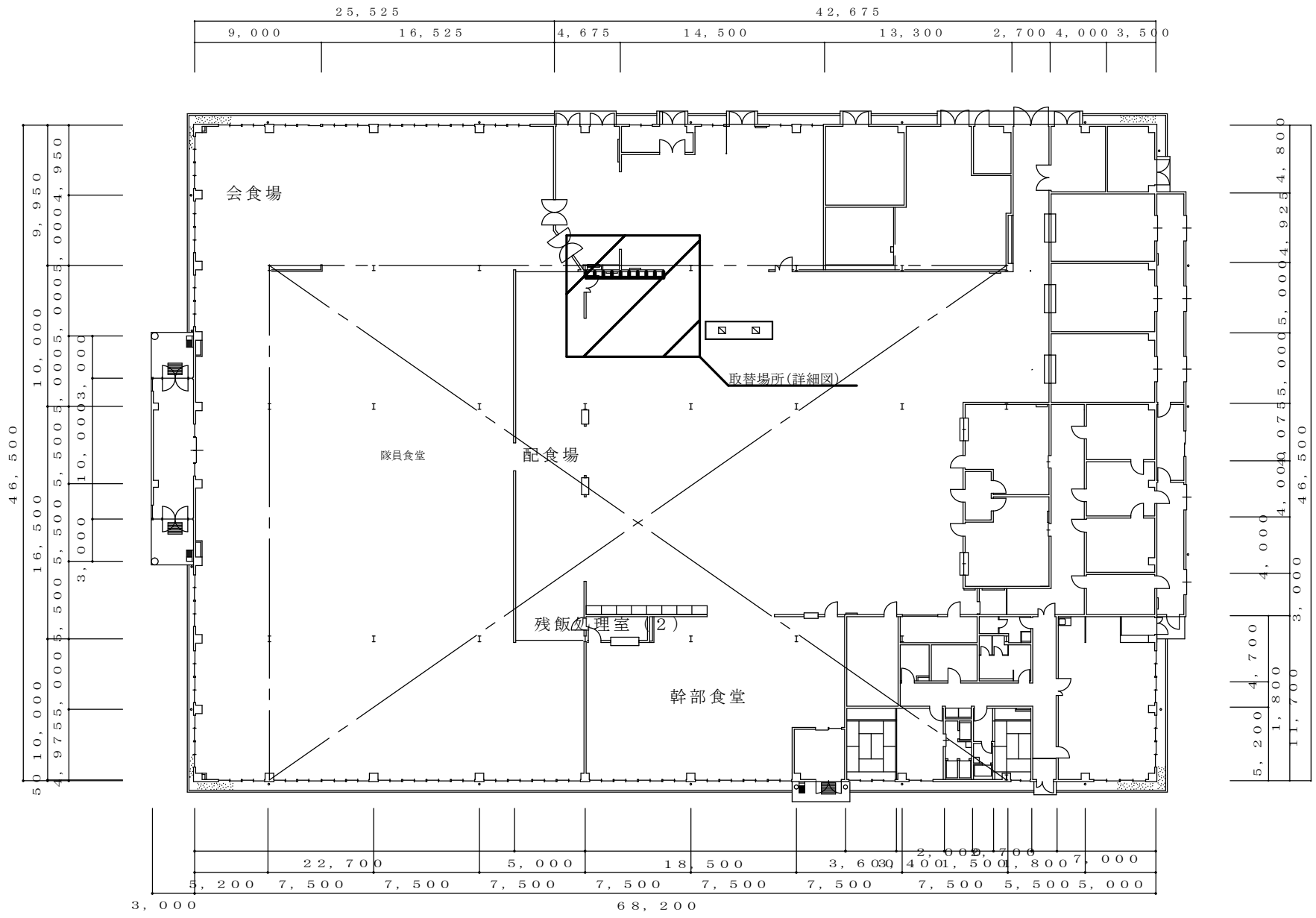


豊川駐屯地案内図 S : 1 / X

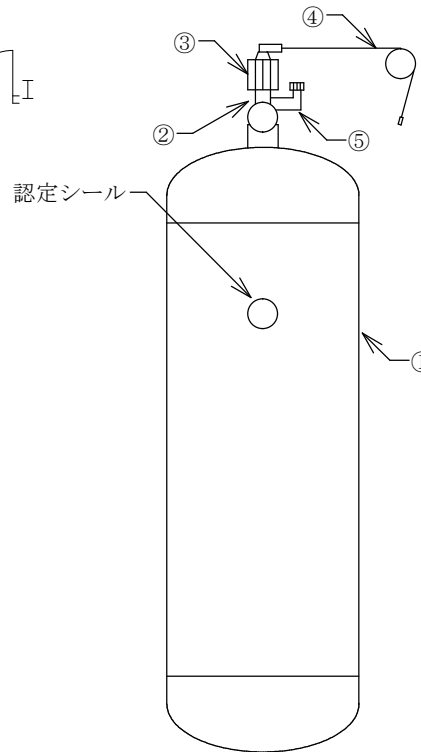
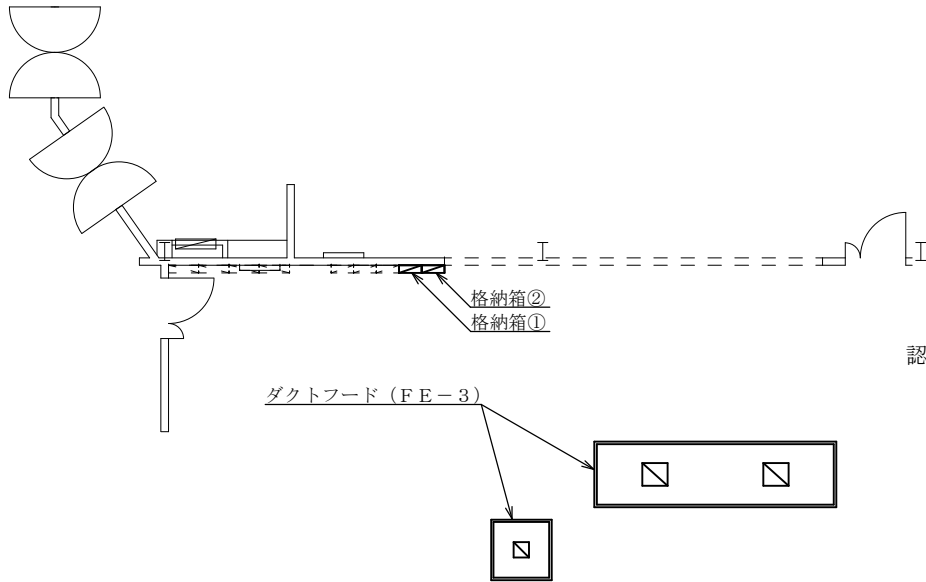


豊川駐屯地配置図 S : 1 / X

役務名称	(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替		
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	4 / 6



役務名称	(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替		
図面名称	218号建物平面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	5/6



消火剤容器参考図

消火剤容器取替部品詳細

- ① 消火剤容器 67361-11001
- ② 容器弁 67361-12000
- ③ 容器開放器 67361-13100
- ④ 開放器専用コネクタ 67351-13200
- ⑤ エルボ 67362-10100

仕様

1. 消火薬剤 強化液 3L
2. 加圧ガス 窒素
3. 耐圧試験圧力 1.92MPa
4. 気密試験圧力 0.96MPa
5. 容器内容積 4.15L
6. 質量 約6.7kg
7. 容器塗装色 なし (ステンレス製)
8. 使用温度範囲 -10℃～40℃
9. 適用規格
日本消防設備安全センター性能評定品
評定番号 評14-011号、評14-012号
評14-013号、評14-014号

※既設は川重防災工業株式会社製のため、
同メーカーのものに取替えること

格納箱番号	箱面表示番号	ノズルセット型番	取替強化液容器本数 (強化液 3 L)
格納箱① (2本用箱)	2-3	KGL-34D×1 KGL-34HD×1	2本
格納箱② (2本用箱)	2-3	KGL-34HD×2	2本
合 計			4本

フード機器 (FE-3) 内取替部品詳細

ノズルキャップ	12個
ダクトセンサー	2個

役務名称	(8) 218号建物消火設備用薬剤容器等取替		
図面名称	詳細図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	6 / 6

